

## ■研修項目

### 地域包括ケア・男女共同参画集中講座

- ・地域包括ケアシステム
- ・男女共同参画社会の構築を目指して。

- ・研修団体及び講師氏名

株式会社 地方議会総合研究所

講師 東京有明医療大学教授 千葉喜久也

- ・研修日

平成 28 年 10 月 27 日（木）午前 10~午後 17 時

### 【研修目的】

地域包括ケアシステムや男女共同参画社会の構築について理解を深める。

### 【研修内容】

#### 第一講 地域包括ケアシステム

2025 年に向けた地域包括ケアシステムとは何か？

地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

その際、地域包括ケア圏域については、「概ね 30 分以内に駆け付けられる圏域」を理想的な圏域とし、中学校区を基本とする。歩いて行ける距離

住まい ➡ サービス付き高齢者住宅

医療 ➡ 退院すれば介護保険 ➡ 受け皿がサ高齢者住宅

- 介護 ➡ サ高齢者住宅に多種類サービスのパッケージ化  
予防 ➡ 要支援～要介護2は地域総合支援へ  
生活支援 ➡ 1割負担の介護保険から市町村の総合支援事業へ

平成24年から複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問介護の組み合わせが実現

#### 地域包括ケアの課題

- (1) 在宅困難者や介護放棄などの対応で地域包括職員が追われる
- (2) 介護現場は重度者に未熟者が対応、ゆとりがなく、事故や介護職離れが加速
- (3) ベテランの疲弊・燃え尽き
- (4) 独居、認知症、生保にならない低所得、訳アリ利用者が悪化する。施設待機者の増加
- (5) 働く人の家庭環境が悪化、ベテランの退職者が出る。仕事に就けない貧困が増加・介護難民の増加、介護保険の評価の低下

#### 在宅ケア移行における課題

- ① 家族構成数の減少に伴う家族の介護力がない事例への対応（高齢者同士の老々介護、介護者も認知症・精神障害や疾病を抱えている。介護者の長時間勤務・失業・男性介護者の課題） ➡ 介護者支援と虐待防止
- ② 単身で身寄りのない世帯が急増し、生活支援の課題  
生活援助（家事支援）による環境整備の重要性  
近隣による見守り・支えあい体制  
成年後見制度や日常生活支援自立支援事業の地域の権利擁護システムとの連携
- ③ 単身で要介護度3, 4, 5レベルの介護保険給付限度額の課題。特に夜間帯への対応  
介護保険サービスのみでは対応できない、給付限度額を超えたケースへの対応  
有料サービス導入時の個々人の財産課題
- ④ 病院における退院時カンファレンス・在宅ケアチームとの双方向の連携の重要性  
⇒病院における総合機能評価と在宅チームへの情報提供  
⇒日常からの病院と地域スタッフの顔が見える関係構築
- ⑤ 地域の在宅療養支援病院・訪問介護スタッフとの連携強化と情報整理の必要性・地域における社会資源の量的課題  
⇒地域における医療資源情報の整備と周知・的確な情報提供

## 第二講 男女共同参画社会の構築を目指して

今なぜ男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、」共に責任を負うべき社会です。

- ・しかし実態は、政治、経済、家庭では、
- ・男性中心社会の現実

男女のパートナーシップの必要性。

足を踏んだら、踏まれた人は痛みを覚えるが踏んだ方は知らんぷりではなく、踏まれた人の痛みを思いやる社会。

北欧は役員に4割女性がいないと会社として認めない。

男女共同参画社会の背景にあるもの

- ・人権意識の高揚
- ・家族機能の変容
- ・労働環境の変化
- ・国家財政の危機
- ・経済の低成長

男女共同参画社会を構築しないと、今の日本の行き詰まりを解消できない。  
見た目の家族と社会環境の変化

- ・母親が、大変になった。男並みの仕事+「家事とイジ」
- ・父親も大変になった。職場環境が厳しさを増している。責任と評価が押し付けられている。
- ・家族の絆が揺らいでいる。
- ・家庭が安らぎの場所でなくなった。

### 変わる女性の意識変化

昔は女性が結婚で自分のステータスを挙げていた。

- ・男性の従属物から自立した女性へ
- ・男性は生活必需品から生活嗜好品へ

男は愛される存在、かわいい男が求められる。男性の草食化

子供は生産財（財の回収が目的）から耐久消費財（ある期間を楽しませてくれる存在）

生活は豊かになったが、維持するのにお金がかかる。高齢者の退職年齢を挙げる。

## 男性の働き方

仕事中心でいいのか

仕事人間から→普通の人間→発想の転換と生活の自立・男性は自立しているか  
こまごましたことができるのか

## 結婚しない若者の増加

男性の2割が生涯独身、女性は1割

草食系男子の出現

世話する母親（男の子にはかわいがる。女の子には厳しく育てる）・学校の先生も結婚しない。就職したら家を出るように親が諭す。

仕事中心の暮らし

気軽さと気晴らしでハッピー

男女共同参画社会の現状

（1）未婚化の危機

結婚に希望を持ってない若者

変わる労働環境

誰もが結婚できた時代は

少子化

家族扶助

介護不安

（2）変わる熟年女子の婚活

結婚願望と相手のミスマッチ

臨むのは安定と安心、エンジョイ

仕事の生きがい

熟年結婚のためらい

300分の29。300人にアウトそのうち29人合う人がある。

今女子寮がいっぱい。ひとり親の子は結婚を親に祝福されないケースが増えている。

### (3) 変わらない男性意識

家庭は女性が担うもの

育児、子育てが面倒

イクメンがニュースに

イクメンとは子育てを楽しみ、自分自身も成長する。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

### (4) 変わる若者意識

結婚したいけどできない人たち

結婚しなくてもいい人たち

寂しくない、不自由がない人たち

人生を楽しむ人たち

ニート、引きこもり、パラサイトはヨーロッパにはない。例外として、イタリア、スペインにはある。

多様性が必要な時代である。女性の発想、障害者・子供の発想で新商品開発。

## 女性の社会進出で変わる社会

### (1) 職場環境

### (2) 子育て環境

### (3) 社会の仕組み⇒法律・制度で変える。

日本は西洋に比べて離婚率は低いが家庭内別居している。

米・ヨは離婚率が高い。男と女の言い分が50%/50%

### (4) 政治の社会

しがらみや組織票が必要になるから男の割合が高い。

## 北欧・欧米の男女共同参画社会

### (1) 北欧の家事分担

月火水の料理、洗濯、子供の送り迎えを夫

木金土を妻といいように、曜日で分担している。

### (2) 夫婦の財布

完璧に個人個人

### (3) 一心同体から二心二体

### (4) 子育ては天から与えられた使命

【質疑応答】 なし

### 【呉市での展開の可能性や課題】

・地域の特色を把握し、特色を活かした「地域で支える」仕組みづくりが必要。

・地域の社会資源の活用と、相乗効果の発揮を考える。

・地域住民と共に地域で支える仕組みを作る。

・チームアプローチ・地域ケアネットワークづくりを進め、地域ケアネットワークづくりを進める。

・地域の中で「一人ひとりの命を守る」意識を広める。

第2地区では一人でお住まいのお年寄りを自治会の役員が「見まわり隊」として訪ねているが、その情報を地域ケアの情報として共有することが可能なのか。個人情報との兼ね合いがあるので、研究しケアシステムの中に取り込んでいければと思う。

呉市は男女共同参画条例を制定し、それなりに取り組んでいるが、市役所の女性の管理職の登用は依然として少なく、議会のひな壇に座っている女性は皆無です。女性の管理職への登用を積極的に図らなければ、女性また子育てし易いまちにはならない。もはや数値目標を掲げてしないと、責任ある行政運営ができないように危惧する。議会も女性議員が3名である。せめて3分の1は女性議員が占めるぐらいにならないといけないので、抜本的に法律を変えていかないといけないのでしょう。

男女共同参画社会は共に生きるために仲間を作り、共助・互助を図る。生活の原点は地域にあり、地域で支えあう連帯の共生が必要である。

## ■研修項目

### 待機児童と子どもの貧困集中講座

- ・ 保育待機児童と問題と自治体の役割
- ・ 子どもの貧困格差問題
- ・ 研修団体及び講師氏名

株式会社 地方議会総合研究所

講師 東京有明医療大学教授 千葉喜久也

- ・ 研修日

平成 28 年 10 月 28 日 (金) 午前 10~午後 17 時

#### 【研修目的】

保育待機児童の問題と子どもの貧困格差問題を考える

#### 【研修内容】

### 第三講 保育待機児童と自治体の役割

#### 1 待機児童問題とは

##### (1) 怒る親たちの言い分

2月、インターネット上で発表。一億総活躍じゃねーのかよ。「なんなんだよ日本。」子供産んだはいいけど希望通りに保育園に預けるのはほぼ無理だからと言ってて子供産む奴なんかいねーよ

##### (2) 問題の背景

- ・ 国政で保育所問題は蚊帳の外
- ・ 子育てを家族に丸投げの社会
- ・ ママたちの怒りが爆発
- ・ 母親が、大変になった。男並みの仕事+家事と育児
- ・ 父親に期待できない日本社会
- ・ 助け合えない家族と地域

次の世代をみんなで育てていこう。

## 2 進まない保育所整備

### (1) 子供の泣き声は騒音か

- ・ドイツでは条例で騒音ではないと明記
- ・乳母車をたたむのは常識？海外ではまずない。赤ちゃんを育てることは社会が共有している。男性育休3ヶ月。

### (2) 地域エゴで進まない保育所づくり

- ・個人主義が行き着いた先
- ・リーダーシップに欠ける行政

### (3) 進まない保育所の株式化

- ・全国で50箇所
- ・スタートラインに格差：民間の保育所、幼稚園には補助金。給料が安い。質が落ちる。

正規2割、8割が臨時・嘱託

- ・参入の足かせは
- ・守られる社会福祉法人
- ・採算の合わない経営
- ・職員の使い捨て

スウェーデン：30代で子供を産むと手当てが高い。育児休暇もまとめて取った方がいい。

デンマーク：保育所・幼稚園の基本的な教育方針

**皆で仲良く遊ぶ。**

思いやること。助け合うこと。待つこと。をまなぶ

読み書きは一切しない。4月生まれと1月生まれでは競争にならないから。早生まれの子が勉強を諦めてしまう危険がある。預けている時間中は先生は見守る。残業はない。

## 3、保育の人材養成と確保

### (1) 保育士の不足と質の低下

- ・募集しても応募がない。
- ・高い離職率
- ・難しい有資格者の確保
- ・社会経験不足の保育士



・就学前教育への不安⇒今の子は手がかかる。待つことができない。話を聞かない。自分の意思を伝えることができない。

### (3) 保育士の低賃金

- ・採用されても臨時、非常勤が普通
- ・定着しない職員
- ・職員の半分は非正規職員
- ・20年勤務しても手取りで20万円
- ・難儀するのは年配職員

## 第四講 子供の貧困格差問題

### 子供の貧困とは

・定義：「子供が経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階における様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの多くの不利を負ってしまうこと。

- ・子供の貧困率：15.7% 6.4人に1人
- ・貧困の世代連鎖を断つ（貧困は運命？）
- ・鉛筆と本の力（勉強へのあきらめ）
- ・問題解消に親の自助努力を求める声

\*福祉と教育のパートナーシップの必要性

### ポジティブな自立観へ

- ・貧困層に勉強させる
  - ・学んで、強くなって自立してもらおう
- ↓
- ・「社会」（他者）と「自」への信頼
- ⇒頼り方、頼られ方がわかる
- ・学習は金を稼ぐ道具ではなく「文化活動」
  - ・権利としての居場所、学習支援

### (1) 子供を取り巻く環境

① 具体的問題

いじめ 暴力行為 不登校 ひきこもり 学力低下 非行 発達障害  
学級崩壊・学級未成立 外国籍の子供の不就学 居所不明  
児童虐待・ネグレクト DV 十二指腸潰瘍が増加



意欲・希望の喪失

自尊心の低下

生きる力の低下

(2) 親、家族を取り巻く社会的状況

① 貧困問題

格差社会 無縁社会 孤族 ワーキングプア  
使い捨て労働・派遣切り

[データ]

- ◆非正規雇用：1, 733万人（全労働者の35.2%）
  - 若年層（15から24才）47.4%
  - 女性 54.7%
- ◆フリーター平均年収：106万円 VS 正社員387万円（2005年）
- ◆年収200万円以下：1405万人（22.9%） 女性：42.2%

不安定化・貧困化した子供・若者たちの支援

今の制度で支援の場はあるのか

困難を抱えた地域の子供・若者の居場所

どのように捕捉するか

- 自治体の子供・若者支援の「地域ネットワーク包括センター」
- 継続的な支援は困難を抱えた家族・当事者のデータベースの整備から
- 子供・若者協議会（ネットワーク）
  - ① 地域の居場所を運営する各団体へ、居場所の立ち上げ・維持運営の支援
  - ② 子供・若者の支援に関する機関の連携

居場所—他者との関係性が育つ場

① 他者と話すこと。受容される・他者からの存在承認

自分だけではなかった。じっくり話を聞いてくれる他者の存在が社会への信頼感を獲得できる。

- ② 異なる他者との出会い、交流が新たな社会・文化の創造へ。若者たちの地域づくりへの参加へ。
- ③ 学校や職場、家庭から一時的に離れる避難所  
社会や家族からの期待やまなざしから解放される場

#### 子供の貧困対策&若者支援対策法

(従来は生活保護法のみ)

H22 子供・若者育成支援推進法

H26 子供貧困対策法

H27 生活困窮者自立支援法

学習支援 (任意事業 国・自治体負担 2分の1 実施自治体 52%)

学び — 生活 — 仕事 — 地域づくり ⇒ 貧困からの脱却 (教育—福祉—労働を貫く政策になっているのか)

#### 生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について

H27年4月厚労省が都道府県。政令市・中核市に実施した調査結果は就労準備支援事業の実施割合は28% 家族相談支援実施事業23% 一時生活支援事業の割合19% 子供の学習支援事業の実施割合33%

【質疑応答】 なし

#### 【呉市での展開の可能性や課題】

- ・ 公的保育の必要性を再検証すべき
- ・ 保育の保障は自治体の義務
- ・ 親の働きたいという希望は権利
- ・ 子供の成長発達の保障
- ・ 次世代支援は地域の未来づくり

#### 子育て支援から子育て支援

これまでの子育て支援は、働いている親への支援であったが、子供の事情で必要なサービスを子供に直接的に働きかける支援へと。

子供は親の都合でサービスを受ける時代であったが、親が働いていようがいまいが一才から三才までは、保育所に預けられるようにし、四才から六歳までは就学前教育として幼稚園で面倒をみる。

地域で子育てを応援するのであれば、小中学校の体育館・校庭を地域に開放して、地域で教育を担うことにする。幼稚園・小中高学校で簡単な朝食が出るぐらいのことにする。口腔ケアを小中学校でする。

生活保護世帯の高校進学率を調査し、学習支援事業を行うべきである。教育委員会と福祉部門が連携を取り、養育支援と学習支援が相乗効果を上げるように、子供の居場所づくりを地域にできるよう教室の開放や教員 OB の活用、大学生のボランティア教育の一環として取り組んではどうだろうか。貧困の連鎖の食い止め策となりうると思う。